

# 「管理不全空家等の専門相談員派遣」の実施状況について

令和4年6月24日  
第17回横浜市空家等対策協議会  
資料 2 - 5

## 概要

横浜市と空家等対策の協定を締結した専門家団体と連携し、管理不全な空家等の所有者等に対して、個別の事情に応じた専門相談員を無料で派遣し、課題解決に向けたアドバイス等を行い、自主改善の促進につなげています。

令和3年度の実施状況（令和4年度に派遣が完了した案件はありません。）

	相談者	課題・相談の概要	専門家団体	派遣後の展開
①	建物所有者の法定相続人	<ul style="list-style-type: none"><li>解体と相続登記の資金</li><li>相続登記の方法</li></ul>	①全日本不動産協会 神奈川県本部 横浜支部 ②神奈川県司法書士会	相続登記、移転登記を整理し、 <u>建物付きで土地を業者へ売却。買い取った業者が6月より解体工事に着手予定。</u>
②	建物所有者の法定相続人	<ul style="list-style-type: none"><li>借地上建物の穏便な解体</li><li>空家の所有権放棄</li></ul>	神奈川県弁護士会	本人の相続放棄は完了。現在、親族へ相続放棄の調整中。 土地所有者へも働きかけを行う。
③	建物所有者の法定相続人の代表者	<ul style="list-style-type: none"><li>相続人全員の同意が得られていない状況下での解体リスク</li><li>境界確定に係る方法、費用額</li></ul>	神奈川県土地家屋調査士会	<u>測量後に、建物を解体。</u> 建物基礎及び擁壁が残っているが、敷地をフェンスで囲むことで転落等の対策済。
④	建物所有者の法定相続人	<ul style="list-style-type: none"><li>法定相続持分で可能な対応</li></ul>	神奈川県弁護士会	相談者の相続放棄の手続き完了。他の法定相続人へ引き続き指導を行う。
⑤	土地所有者	<ul style="list-style-type: none"><li>貸地を更地にして返還希望</li></ul>	神奈川県弁護士会	建物所有者の相続人に対し、解体の了承を得るための文書作成等を行う予定。